

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」といいます。）については、昨年末から新型コロナウイルスの感染が拡大し、対応が長期化する中で、大企業についても雇用維持の支援策をさらに強化する必要があることから、大企業の一定の非正規雇用労働者であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方を休業支援金・給付金の対象に加え、2月26日から申請受付を開始いたしました。

また、中小企業に雇用される方について、令和2年10～12月の休業について申請する場合及び令和2年10月30日に公開したリーフレットの対象となる方（シフト制で働く方など。詳細は別添1の3ページ中☆部分参照。）が令和2年4月～9月の休業について申請する場合の申請期限を令和3年3月31日から令和3年5月31日まで延長しました。

こうしたことから、事業主の皆様に対しては、従前から対象としている中小企業労働者も含め、なお一層の御理解と申請への御協力をお願いすることが必要な状況です。

厚生労働省において、別添1のとおり休業支援金・給付金の最新の概要をまとめたパンフレット及び別添2のとおり改めて事業主の皆さまに協力をお願いする文書を作成しました。厚生労働省といたしましては、休業支援金・給付金の支給対象となり得る方に広く当該パンフレットの内容を周知し申請をいただけるよう、各業種団体様に御協力をお願いしているところです。

つきましては、各事業主の皆様におかれましては、別添1のパンフレットを御参照の上、
◎ パンフレットの内容を踏まえ、御社で働かされている労働者の中で支給対象に該当し得る方がおられましたら、当該労働者の方への同パンフレットを周知し、申請が可能である旨の案内を行うこと

◎ 別添2を御覧の上、労働者御本人（既に御社を離職されている労働者を含む）が申請を行う場合に必要となる書類への記載等を行うこと

について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

☆ 休業支援金・給付金に関するお問い合わせ先

《厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター》

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15